<事業の流れ>

1. 補助金交付の申請



申請書様式を記入して提出してください。

【提出先】岐阜県庁高齢福祉課事業者指導係

2. 申請書内容の審査



提出いただいた申請書の内容を審査します。

3. 交付決定•通知



補助金交付要件を満たすものについて交付決定を行い、通知します。

4. 当該ロボットの導入



年度内に納品及び支払いを終えてください。年度を超えての納品及び支払いとなった場合は、補助対象外です。

5. 事業実績報告



申請年度分の実績について、報告書様式を記入し提出してください。

【提出先】岐阜県庁高齢福祉課

6. 実績報告書内容の審査



提出いただいた事業実績報告書の内容を審査し、補助金額を確定します。

7. 補助金の交付請求



確定した補助金額の振込先などを明示して、県に請求してください。

8. 補助金の振り込み



指定口座へ補助金を振り込みます。

9. 介護ロボットの使用及び導入計画進捗状況の報告・公表 (3年間)

導入時に作成した介護ロボット導入計画について、実際に機器を使用することで、効果を検証し、導入後3年間は、進捗状況を県に報告するとともに、広く周知してください。また、導入翌年度は、国へも報告する必要があります。